

3.マイナ保険証と資格確認書について

マイナ保険証に関する 静岡市への質問

No	質問事項	保険年金管理課回答
1	マイナ保険証の有効期限切れ(5年)について マイナ保険証を持つ人に、更新期限の3か月まえに、通知が届くとのことですが、その通知はどの機関が発行するのですか。静岡市民の場合、静岡市ですか、それとも地方公共団体システム機構ですか。	マイナ保険証を持つかどうかにかかわらず、電子証明書の有効期限の2～3か月前に地方公共団体情報システム機構から「電子証明書の有効期限通知書」がご自宅に郵送されます。
2	保団連のアンケート調査によると、5年間の期限を忘れて(または聞いていなくて)、医療機関窓口で「資格確認」ができない人が多くいるようです。今は従来の健康保険証の提示で「資格確認」が出来ていて事なきを得ている人が大半ですが11月末前後では大混乱が予想されます。その対策をどのようにされる方針ですか。	国民健康保険加入者は、令和7年7月末に紙の健康保険証の有効期限が切れます。 本市国保では、マイナ保険証の登録をしていない方には資格確認書を7月中旬ごろ発送します。 マイナ保険証の登録をしている方で、マイナナンバーカードの有効期限切れになる場合の取り扱いは問5以降で回答します。
3	更新期限切れでも、期限後3か月間は有効扱いすると聞いていますが、医療機関との連携は取れていますか。医師会など関係機関との連携の状況を教えてください。	質問については、厚生労働省やデジタル庁が広報・周知活動を行っています。また、医療機関・薬局に設置している顔認証付きカードリーダー(マイナ保険証の読み取り機)でも、カードの更新を促すメッセージが出るように対応済みとのことです。
4	5年の有効期限を迎える人が今年・来年・再来年に集中するようです。全国では3年間で6000万人以上と言われています。静岡市でのそれぞれの年度ごとの人数を教えてください。保険年金課で把握していますか。それとも他の課ですか。または地方公共団体システム機構ですか。電子機能の更新をしていない人はどの程度いますか。7月から11月末までに期限を迎える人の各月別の人数を教えてください。	ご質問の趣旨から、電子証明書の有効期限と捉えて回答します。 ①戸籍管理課では、静岡市での電子証明書の有効期限を迎える人は、今年(令和7年度)は約10万人、来年(令和8年度)は約8万人、再来年(令和9年度)は約12万人を見込んでいます。 ②電子機能の更新をしていない人の人数は把握していません。 ③7月から11月末までに期限を迎える人の人数は、各月概ね9千人程度を見込んでいます。 なお、①、③については、転出・転入など住民票の異動により変動するため、概数での回答となります。
5	マイナ保険証を持つ人が解除して「資格確認書」を取得するのに、A、期限切れのまま放置、B、「解除申請」の2通りの方法があると聞きました。Aの場合無保険になるのではないかと心配する質問が寄せられています。Bの場合「資格確認書」になるまでどの程度の時間(期間)がかかるのでしょうか。2～3か月かかると心配する声もあります。また「解除申請」用紙の書き方も難解だという人もいます。	Aの場合、医療保険から脱退したわけではないので、無保険にはなりません。資格確認書の発行については、問8に記載します。 Bについて、本市国民健康保険の被保険者が解除する場合は、本市区役所保険年金課の窓口へ解除の届出が必要です。本市では、届出の際、紙の国民健康保険証をお持ちでない方には資格確認書を即時発行し、また、紙の国民健康保険証をお持ちの方は、希望により資格確認書に切り替えをしています。なお、他の医療保険については、それぞれの機関へお問い合わせください。
6	マイナ保険証の期限が切れ、かつ「3か月の有効扱い期限」が終了してしまった場合、厚労省のサイトで調べた結果、自動的に「資格確認書」発行対象者になるとのことでした。(Aの場合)このような人の場合、いつ頃「資格確認書」が発行されますか。自らの意思で解除するBの場合との違いについて教えてください。	質問は、マイナナンバーカードの利用者証明用電子証明書の有効期限が切れ、有効期限の満了日が属する月の月末から3か月後の月末を過ぎる場合のこと、お見受けします。 本市国民健康保険では、3か月の期限が切れる月に資格確認書を送付しています。 A、Bともに、マイナ保険証が使えなくなる時点で資格確認書で受診できることに変わりはありません。
7	静岡市の場合、後期高齢者医療保険も国民健康保険の場合も7月31日が切り替え時期になります。後期高齢者保険の対象者には全員「資格確認書」が発行されるとのことですが、8月から11月までは後期高齢者保険証、12月1日から資格確認書と1年の間に2回の発行があるのですか。	令和6年12月2日以降、従来の保険証の発行はできません。 静岡県後期高齢者医療制度では、8月に被保険者のお手元に届くように令和8年7月31日まで有効な資格確認書を発行するため、12月に再度発行する予定はありません。 また、静岡市国民健康保険でも、8月に資格確認書または資格情報お知らせを発行するため、12月に再度発行する予定はありません。
8	マイナ保険証を持たない人で静岡市国民健康保険の対象者は何人ですか。この対象者の場合も7と同じ健康保険証・資格確認書の2度発行になりますか。	厚生労働省によりますと、令和7年4月1日現在で、マイナ保険証の登録をしていない方は、本市国民健康保険加入者のうち35,347人とのことです。マイナ保険証の登録をしていない方については、7の回答のとおり資格確認書を送付します。
9	「資格情報のお知らせ」を保険証や資格確認書と勘違いし、医療窓口で提示し、「これは保険証ではない」と言われる人も多いようです。(資格情報のお知らせは協会健保や組合健保で発行している)静岡市はこの点をどの程度把握していますか。静岡市での担当窓口での指導・アドバイスはどのように行っていますか。	「資格情報のお知らせ」の取り扱いは、医療保険共通であるため、本市国民健康保険においても「資格情報のお知らせ」を発行しています。 資格情報のお知らせは、マイナ保険証の登録をしている方に渡しており、マイナ保険証での受診が基本となりますが、機器の不具合などによりマイナ保険証を使用できない場合に備えお渡ししています。そのため、資格情報のお知らせだけでは受診できません。本市では窓口での発行の際に説明するとともに、広報紙等で周知・広報を行っているところです。

マイナ保険証を登録していない人
120,800-85,453=35,347

出典：
静岡市保険年金管理課
『共通番号制度を考える会・静岡から』の質問への回答

3. マイナ保険証と資格確認書について

<1 回目>

6 月 17 日、「従来の紙の保険証の存続を求める静岡実行委員会」から「静岡市国保加入者全員に「資格確認書」の交付を求める」市長への要望書が提出されました。先だって実行委員会の構成団体である「共通番号制を考える会」から 9 項目の質問状が出されていて丁寧な回答の説明がありました。資料 p4。改めて伺います。

「1」 マイナ保険の取得状況について

- 1, 静岡市の①マイナンバーカード取得者数とその割合、②国民健康保険加入者におけるマイナ保険利用登録件数とその割合及び利用率、③マイナ保険登録解除の申請数件数はどのような状態か。

<保健福祉長寿局長 答弁>

静岡市におけるマイナンバーカードの保有枚数とその割合等についてですが、まず、静岡市におけるマイナンバーカードの保有枚数は、令和 7 年 5 月末時点で、約 54 万 5000 枚で、人口に対する保有枚数率は 80.5%です。

次に、静岡市国保におけるマイナ保険証の利用登録件数は、令和 7 年 4 月末時点で、約 8 万 5000 件で、非保険者全体のうち 70.7%です。

また、医療機関を受診した方で、マイナ保険証を利用した方の割合は 46.8%です。

最後に、静岡市国保におけるマイナ保険証の利用登録解除の申請件数は、利用登録解除の受付を開始した令和 6 年 10 月から令和 7 年 6 月 27 日までの間で 254 件となっています。

- 2, また消防局において 2024 年度にマイナ救急実証事業をされています。この事業内容と結果、課題と対策についてどのように考えているか。

<消防局長 答弁>

令和 6 年度のマイナ救急実証事業の事業内容と結果課題と対策についてどのように考えているかについてですが、まず、マイナ救急は総務省消防庁による取組みで、救急隊がマイナ保健所を活用して、症病者の受診歴などの医療情報を閲覧し、救急活動の迅速化・円滑化を図ることを目的としています。

本市における実証事業の内容と結果については、令和 6 年 8 月 23 日から 10 月 22 日までの 2 ヶ月間、市内 18 隊の救急隊により実施しており、6,342 件の救急事案に対し、マイナ保険証を活用した件数は 358 件で利用率は約 5.6%でした。

また、マイナ保険証の活用で、症病者の医療情報が確認でき救急活動が円滑に進んだ事例もありましたが、システム操作手順の多さにより、現場平均滞在時間は活用前の約 17 分から約 19 分となり、2 分延伸しました。これについては、すでに総務省消防庁によりシステム改修が済んでおります。

残された課題である、マイナ保険証の活用率が低かったことについては、マイナ保険証の携行率が引っかけたことや、マイナンバーカードの保険証未登録が要因であったため、今後予定されている、マイナ救急本稼働に向け、マイナ救急の利用促進を積極的に広報展開していくことで、救急活動の迅速化・円滑化を図っていきます。

<2 回目>

「2」国保加入者全員への資格確認書発行

市民団体からの要請は①マイナポイント 2 万円がインセンティブとなり登録した国保加入者、8 万 5000 人の多くは紙の保険証を利用しており廃止への不安がある、②マイナ保険による個人情報の医療 dx・国家管理への違和感、批判がある、患者の所得階層別データも見られます、③2025 年だけで電子証明 5 年切り替え 9 万人、マイナンバーカード 10 年切り替え 6 万人、国民健康保険加入者にもそうした方々がいらっしゃるで手続き上の混乱が予想される、④そして医療機関における資格確認などのシステム障害がまだまだ続く現状、⑤発送事務の担当課の負担も多く混乱が予測される。市長も会見で給付事務の大変さを訴えている。結果として医療サービスに支障がでるとしています。こうした 5 点を踏まえ少なくとも今年度は国保加入者全員に資格確認書を発行すべきではないかという要望です。

マイナ保険証と従来の紙の保険証の併存という意味ではマイナ登録の解除申請をすれば実現します。一方で国会において厚生労働大臣は東京都世田谷区や渋谷区が国民健康保険加入者全員に資格確認書を発行することは自治事務であるため自治体の判断と答弁しています。

静岡市国民健康保険において被保険者全員に資格確認書を交付する考えはあるのか。伺います。

<消防局長 答弁>

令和 6 年度のマイナ救急実証事業の事業内容と結果、課題と対策についてどのように考えているかについてですが、まず、マイナ救急は、総務省消防庁による取組みで、救急隊がマイナ保険証を活用して、傷病者の受診歴などの医療情報を閲覧し、救急活動の迅速化・円滑化を図ることを目的としています。

本市における実証事業の内容と結果については、和 6 年 8 月 23 日から 10 月 22 日までの 2 か月間、市内 18 隊の救急隊により実施しており、6,342 件の救急事案に対し、マイナ保険証を活用した件数は 358 件で、活用率は約 5.6%でした。

また、マイナ保険証の活用で傷病者の医療情報が確認でき、救急活動が円滑に進んだ事案もありましたが、システム操作手順の多さにより、現場平均滞在時間は、活用前の約 17 分から約 19 分となり、2 分延伸しました。これについては、既に総務省消防庁によりシステム改修が済んでおります。

残された課題であるマイナ保険証の利用率が低かったことについては、マイナ保険証の携行率が低かったことやマイナンバーカードの保険証未登録が要因であったため、今後予定されているマイナ救急本稼働に向け、マイナ救急の利用促進を積極的に広報展開していくことで、救急活動の迅速化、円滑化を図っていきます。

<3 回目>

答弁を聞いて、6 月 20 日の市長の定例記者会見で「すべての方にお送りすることに近い対応をする可能性」との発言との距離を感じます。他自治体も同じ対応のようです。確かに行政が公然とマイナ保険解除申請を呼び掛けるわけですので半歩前進ではあります。しかし、温かい市政実現の対応になるのか、否か、理解に苦しみます。国保加入者への全世帯への発送事務まで時間もありません。議会請願も出されています。医療サービスの混乱を考えて全世帯への市確認書送付を改めて要望しておきたいと考えます。